

平 19 福個答申第 1 号
平成 19 年 5 月 7 日

福 岡 市 長 様
(総務企画局総務部情報公開室)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

労働者派遣導入に伴う福岡市個人情報保護条例改正等について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 56 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成 19 年 4 月 2 日付け情公第 1634 号により諮問を受けました下記の案件につき、別紙のとおり答申いたします。

記

1. 諮問第 35 号

「労働者派遣導入に伴う福岡市個人情報保護条例改正等について」

(平成 19 年 4 月 2 日諮問)

答 申

1 審議会の結論

福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）においては、実施機関の保有する個人情報の取扱いに関し、実施機関の職員、受託業務従事者及び指定管理業務従事者について、その業務に関して知り得た個人情報を適正に取扱う責務とその不正な利用に対する罰則を規定している。

個人情報を取扱う実施機関の業務に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する派遣労働者を従事させる場合も、実施機関の保有する個人情報の適正な取扱いを確保することにより、市政の適正かつ円滑な運営と市民の信頼を確保することが必要である。

派遣労働者は、実施機関の指揮命令の下で、実施機関の業務に従事することから、その業務に関して知り得た個人情報については、実施機関の職員と同等の責務を負い、その不正な利用に対しては罰則を課すことが妥当である。しかしながら、派遣労働者は、実施機関の職員としての身分を持たず、また受託業務従事者及び指定管理業務従事者にも含めることができない、新たな労働者の形態であることから、条例の解釈・運用により、派遣労働者に条例上の責務や罰則を課すことは困難である。したがって、条例改正により、新たに派遣労働者に対し、実施機関の職員と同等の保有個人情報の取扱いに関する責務と罰則を規定することが妥当と考える。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 19 年 4 月 2 日	実施機関から諮問(諮問第 35 号)
平成 19 年 4 月 5 日 (第 41 回個人情報保護審議会)	審議